

大阪市告示第1808号

電子印に係る公印を使用する文書を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

（市民局総務部住民情報担当）